

# 総務建設常任委員会

令和元年9月12日

葛城市議会

# 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 令和元年9月12日(木) 午前9時30分 開会  
午前10時48分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	増田順弘
副委員長	松林謙司
委員	杉本訓規
〃	梨本洪珪
〃	岡本吉司
〃	西井 覚
〃	吉村優子
〃	下村正樹

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議長	藤井本 浩
議員	谷原一安
〃	内野悦子
〃	川村優子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
企画部長	吉川正人
企画政策課長	高垣倫浩
人事課長	板橋行則
総務部長	吉村雅央
総務財政課長	米田匡勝
総務財政課主幹	中 文子
総務財政課長補佐	堀川雅樹
生活安全課長	竹本淳逸
税務課長	椿本真司
〃 補佐	葛本章子
〃 補佐	森本欣樹

収納促進課長	和 田 善 弘
市民生活部長	前 村 芳 安
産業観光部長	早 田 幸 介
農林課長	芝 浩 文
商工観光課長	吉 村 和 則
都市整備部長	松 本 秀 樹
建設課長	安 川 博 敏
〃 補佐	西 川 直 孝
〃 補佐	稲 田 恭 一
〃 補佐	西 川 基 之
都市計画課長	奥 田 雅 彦
〃 補佐	新 澤 健 嗣
保健福祉部長	巽 重 人
子育て福祉課長	井 上 理 恵
〃 補佐	芳 仲 栄 治
教育部長	森 井 敏 英

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	吉 村 浩 尚
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

#### 7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

- 議第45号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定すること
- 議第46号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて
- 議第48号 葛城市税条例の一部を改正することについて

#### 調 査 案 件 (所管事項の調査)

- (1) 尺土駅前周辺整備事業に関する事項について
- (2) 国鉄・坊城線整備事業に関する事項について
- (3) 行財政改革に関する事項について
- (4) 公共バスの運行について

開 会 午前9時30分

**増田委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。昨日、一昨日と一般質問がございまして、8名の方が一般質問をされました。それに引き続きまして、3日目の本委員会でございます。慎重審議のほどよろしくお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

委員外議員のご紹介をいたします。谷原議員、内野議員、川村議員、3名でございます。

それでは発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第45号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** 皆さん、おはようございます。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ただいま上程になっております議第45号、消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、説明をさせていただきます。

今回、国の方で本年10月1日から消費税率及び地方消費税率を引き上げるという流れがございまして。そのもととはといいますと、平成24年8月22日に交付をされております、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律、第3条に規定いたします消費税法の改正、それから同日に交付をされております、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律、第2条に規定する地方税法の改正を受けまして、本市の15条例につきましてその使用料金の改定をするものでございます。

まず、先日の9月議会初日の本会議におきまして、一括質疑がございました。そのことにつきまして、整理を一旦させていただきたいというふうに思っております。

まず、使用料に関する法的根拠、それから料金改定の考え方という問いがあったわけでございますけれども、そもそも地方自治法第225条で、普通地方公共団体は公の施設の利用につき、使用料を徴収することができるというふうに規定をされております。また、同法第228条で分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないというふうな規定がございまして、手数料につきましては、全国どこの自治体でも共通するような事務については、国で標準的な手数料を示されているというものがございまして、使用料につきましては、そういったものはございまして、市町村の独自事務ということでございまして、その使用料の積算ですとか根拠等については、それぞれの自治体で決定できるものとなっております。

使用料につきましては、公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収されるという性質を有するもので、その公の施設の維持管理費、または減価償却費に充てられるべきものでございます。その維持管理経費におきまして、今回の消費税及び地方消費税率の改定によりまして、税率上昇分が経費に上乘せされるということになりますので、その上昇分の一部を料金改定により、その公の施設を使用される方に対してご負担いただくためのものとなっております。

今回の改正におけます基本的な考え方といたしましては、もともとの本来の使用料が適正であるという前提に立った上で、現行使用料を108で除し、110を乗じて10円未満の端数を切り捨てた額に改正するものでございます。なお、10円未満の端数の取扱いにつきましても、法的な根拠はございません。利用者様の利便性を図るという意味合いもございまして、10円未満の端数は切り捨てているというところでございます。

本来は新旧対照表という資料で順次ご説明をさせていただいておるところでございますけれども、今回15条例を条立てで改正いたしておりますので、まず共通する改正はまとめて説明をさせていただくことで、ご了承いただければと思っております。

まず、1点目でございますけれども、先ほど申し上げました基本的な考え方に基づく改正でございますが、第1条から第10条まで、第1条と申しますと、葛城市自転車等の放置防止に関する条例。それから第2条では、市営自転車等駐車場条例。第3条では、葛城市公民館条例。それから第4条では、葛城市文化会館条例。第5条では葛城市立学校使用条例。第6条では葛城市スポーツセンター条例。第7条では、葛城市体育館条例。第8条では、葛城市運動場条例。第9条では、葛城市歴史博物館ホール利用条例。第10条で、葛城市福祉総合ステーション条例というものでございます。第11条につきましては、直接消費税相当の数字が100分の108というものがございまして、それを100分の110に改めるもので、その条例は葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例でございます。それから第12条から第15条も基本的な考え方に基づく料金改定をいたしております。第12条では、葛城市霊苑条例。それから第13条では、葛城市農業者健康管理休養センター条例。第14条では、葛城市農畜産物処理加工施設条例。第15条では、葛城市當麻観光駐車場条例というものでございます。基本的には、機械的に先ほども申し上げましたように、現行使用料を108で除し、110を乗じて10円未満の端数を切り捨てた額に改正するものでございます。

2点目、先ほど申し上げました葛城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例につきましては、一般廃棄物の処理手数料というものを規定しており、徴収する手数料は算出した額にこの率を乗じるというものでございますので、その率を改正しておるものでございます。

なお、施行期日は消費税率の上昇される本年10月1日となっております。

最後、附則第2条から第16条までにつきましては、それぞれの条例におきます、税率の適用に係る経過措置を規定をいたしておるところでございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいまご説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

梨本委員。

**梨本委員** おはようございます。梨本です。よろしくお願いいたします。

今回の条例改正に関しましては消費税8%から10%にということで、それに伴って改正されてるわけなんですけれども、ちょっとそこで関連することで少しお伺いしたいことがございます。

第8条で葛城市運動場条例、こちらの方、平成16年の第77号の条例の第8条の別表で、この運動場の使用料、新町球技場と農村広場が記載され、その使用料が改定されるということなんですけれども、この2つ以外の、ほかの第1健民であるとか、第2健民、こちらの方の運動場使用料については、夜間の使用料、照明の使用料は条例で別表で記載されているわけなんですけれども、それ以外の運動場使用料についてはどのような考え方をされてるのかということ、ちょっと関連なんですけれども教えていただきたいのが1点でございます。

それからもう1点は、この新町運動公園と第1健民グラウンドに関しましては、今回、全中連サッカー大会があるということで、非常にすばらしい芝をつくっていただいたということで、私も厚生文教常任委員会の視察の中でそのすばらしさを確認させていただいて、さまざまな方面からお褒めの言葉をいただいている。体育振興課さん、本当によく頑張っていた成果だと思います。昨日の一般質問でも吉村始議員が、そういったことも質問していたかと思うんですけれども、その金額改定の考え方ですね。今後、こういった消費税に伴う改正とはまた別に、そういう機会を設けて改定を検討されると思うんですけれども、その時期的なものであるとか、今考えられている方向性などお聞かせいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

**増田委員長** 森井教育部長。

**森井教育部長** 教育部長の森井でございます。ただいまの運動場における第1健民グラウンドの料金改定の件でございます。

今回、この消費税につきましては徴収しておりませんのでここに載ってないということでございます。

まず、料金改定の機会ということにつきましては、先日吉村議員から、今後どういうふうにしていくのかというご質問も伺っております。その件につきましては、今後そういった検討する場を、どういうふうにしていくかというのを検討した上で、その中で研究していくような形を考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

詳細につきましては、余り曖昧なことをお答えできませんので、概略の流れだけ申し上げたいと存じますが、今、委員ご質問の中のそもそも使用料の対象に入っていないグラウンドがあるじゃないかと。そのグラウンドにつきましては、第1健民グラウンド、それから當麻健民グラウンド、これらは入っておりません。そもそもご案内のとおり、健民グラウンド、健

康の健に民と書きますけども、こちらにつきましては、経緯的には、以前わかき国体、かなり以前になりますけども、国体があった折に、当市に限らず奈良県各地において、健康増進をするためにいろいろと整備をしていこうということで、県が主体的に整備をされて、その結果、無償等の形で市町村の管理になっているものがこの健民グラウンドという名前がついているものでございます。一般的には、健民グラウンドにつきましては、そういう経緯も含めて、使用が無料となっておりますが、ただ、今委員ご質問いただきましたように、体育施設の使用のあり方につきましては、そもそも、市内、市外の利用をどうするか、料金をどうするかということについても検討課題として、理事者側も認識をしております、そのあたりでいろいろと情報を調べたところによりますと、健民グラウンドであったとしても、使用料を徴収なさっているところもあるし、それから市外の方の利用を認めていらっしゃる自治体もあるということは把握をしております。ちょっと記憶の中で申しておりますので、つまびらかに、細かい詳細のデータは申し上げられないのでございます、概略はそういうことでございます。

それから、部長が申し上げましたが、先日の一般質問でのご質問も踏まえまして、またそのあたりは外部委員を必ず入れるのかどうかという問題もござりますが、検討はしてまいりたいという方向性でございます。検討、研究をしてまいりたいということでございます。

以上でございます。

**増田委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 今ご答弁いただきまして、検討いただけるということで、わかき国体、85年だったと思うんですけども、私も中学校3年生で当時は新庄町で、すばらしいグラウンドができたということで、感動したのを今も覚えております。

その後、今年度は、非常に予算もかけて芝の方は、健民グラウンドの方も養生していただいているわけですので、先ほど総務部長の方から、今後は減価償却であるとか、維持管理経費も含めてということをお伝えいただいておりますので、その辺も加味して、市民、市外の使用等も加味していただいて、十分な検討の上決定いただきたいということでお願いしておきます。

以上でございます。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** よろしく申し上げます。

少し聞きたいんですけども、文化会館のところでもわかりやすいんですけども、使用料が変わってないところが多々あると思うんですけども、これは何で変わってないのかちょっと簡単に教えていただきたいです。

**増田委員長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 基本的な考え方に関する部分でございますので、私の方から答弁をさせていただきます。

例に出していただきました文化会館条例、見ていただきますと、利用時間の区分によってそれぞれ料金を決めておるところでございます。基本的な考え方は先ほども申しましたよう

に、現行の使用料を108で除して、110を乗じるということでございますので、基本500円あたりが限界になるのかなど。それを超える部分については、10円程度の値上げが発生してくるというところでございます。それから、午前、午後、夜間という区分がございますけども、それに続いて、午前、午後、午後、夜間と、それぞれ規定している料金の合算額をここに挙げているという内容になりますので、その結果、料金が変わっていないということもあり得るということでございます。

それでよろしいでしょうか。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ちょっと細かく言うと、その午前、午後の1,230円はわかったんですけども、楽屋事務所の920円と710円がちょっとそれには当てはまらないような気がするんですけど。2つ目の質問ですが、例えば中央公民館。私ちょっとホームページ見とったんですけども、ホームページは研修室4室ってなってるんですよ。これ見る限り5室あるような気がするんです。あと、葛城市コミュニティセンターも調べましたら、和室が2室ってホームページではなってたんですけど、5室あるような気がするんですけど、どっちが正解なのかというのと、この2つお願いします。

**増田委員長** 吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。

まず、最初に新庄文化会館の使用料で、楽屋事務室等でございますけども、計算が合わないじゃないかということでございますけども、改正後の表を見ていただきますと、午前が300円、午後が410円でございますので、午前、午後の欄はその合算額の710円で、午後、夜間の分につきましては、410円と510円で920円ということでございます。

コミュニティセンターですとか、中央公民館の部屋につきましては、担当部長の方から答弁をしていただきます。

**増田委員長** 森井部長。

**森井教育部長** ただいまのホームページと条例とが違っているという件につきまして、調べまして後日ご回答させていただきたいと思っております。申しわけございません。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** ついでに言わせてもらおうと、ホームページなんですけど、文化会館はこんな図面があったわけですが、ほかの中央公民館とかの詳細な図面ですね、例えばこんな部屋があるとか、もうちょっと市民の皆さんにわかるように、できるだけホームページの更新をお願いして、質問を終わらせていただきます。

**増田委員長** ほかにございませんか。

吉村優子委員。

**吉村優子委員** 先ほどの梨本委員の質問に関連するんですけども、新町グラウンドと第1健民グラウンドの芝がきれいになりました。他市の方が、すごくいい芝生だって聞いているから借りたいと言われたんですけども、そのときは中体連の前だったし、今は借りられませんよと言ってたんですけども、そのときに使用料の話になって、このグラウンドなら幾らまで使用料を



払えるのという話をしたら、1時間1万円やったら安いと言われた。サッカーは11人でやるから両チームで22人いるので1人1,000円やったらかなり安いという話でした。その方は今ほかの人工芝のどこを使われてるんですけど、そこは物すごく高いし、そこはロッカーの使用料や駐車料金も払わされてるという話ですので、市内、市外のこともありますがけれども、そういう使用料以外の利用料も含めてこれから検討いただきたいなというふうに思います。

**増田委員長** ご答弁はよろしいですか。

**吉村優子委員** はい。

**増田委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第45号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第45号は原案どおり可決することに決定をいたします。

次に、議第46号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉川企画部長。

**吉川企画部長** 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第46号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、内容説明をさせていただきます。

本案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月7日成立、同月14日交付されたことに伴いまして、本市における関係する5つの条例について一括して所要の改正を行うものでございます。

この成年後見制度でございますが、精神上的障がいにより判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な方々について、その判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護する制度でございます。しかしながら、成年被後見人等であることを理由に制度によっては欠格条項に規定されるなど、権利に係る制限が設けられている現状から、成年

被後見人等の人権が尊重され、不当に差別されないよう適正化を図るための改正となっております。

それでは、新旧対照表によりご説明をいたします。

まず初めに、第1条の葛城市職員の分限の方法及び効果に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。下の方の第6条第1項におきまして、地方公務員法第16条第1号で規定されておりました、成年被後見人の欠格条項の部分が削除されたことに伴いまして、号ずれが生じたため、第2号を第1号に改めるものでございます。

次に、第2条の葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表の15ページをごらんください。第15条第1項の下線部分、それから次のページ、16ページの同条第4項の下線部分、それから次の17ページの第15条の2、第2号の下線部分。それから19ページの第16条第1項及び第2項第1号の下線部分、そして21ページの第18条第6項の下線部分について、いずれもただいま申し上げました内容と同じく、地方公務員法の一部改正により削除されました成年被後見人の欠格条項に該当する文言、これを削除等を行うものでございます。

次に、第3条の葛城市家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。新旧対照表の33ページをお願いいたします。成年被後見人の欠格条項に該当する児童福祉法第34条の20、第1項第4号が削除されたことに伴い、号ずれが生じ、この条例の第24条第2項第2号中の法第34条の20、第1項第4号を第3号に改めるものでございます。

次に、第4条の葛城市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表の50ページをお願いいたします。第14条第2項第2号中、地方公務員法の一部改正により削除されました欠格条項に該当する下線部分を削除するものでございます。

次に、第5条、葛城市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正でございます。新旧対照表の53ページをごらんいただきたいと思います。欠格条項となっております第4条第1号を削除いたしまして、同条第2号中の禁錮の錮のふりがなを削除した形に改めまして、また、同条第3号中、免職を懲戒免職と語句を明確化し、第1号を削除したことによる号番号の整理を行いまして、さらに次に54ページの第5条第2項第1号中、前条第3号を号ずれにより前条第2号に改めるものでございます。

最後に56ページをごらんいただきたいと思います。附則といたしまして、本条の施行期日を令和元年12月14日とし、第3条の規定のみ、公布の日からとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第46号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第46号は原案どおり可決することに決定をいたします。

次に、議第48号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉村総務部長。

**吉村総務部長** 総務部の吉村でございます。よろしく願いいたします。

ただいま上程になっております議第48号、葛城市税条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

今回の葛城市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、市民税とたばこ税に係る改正となっております。

それでは、新旧対照表を用いて順次説明をさせていただきたいと思います。

この新旧対照表の見方は、皆さんご存じかと思えますけれども、この表の左側が改正前、旧でございます。そして右側が改正後、新となっております、赤色のアンダーラインの部分が改正部分ということでございます。

それでは、最初に1ページをごらんいただきたいと思います。第23条でございます。個人の市民税の納税義務者等についての規定をしておる条でございます。ここの第1項及び第2項につきましては、政令の改正に合わせた用語の整理でございます。

それから、次のページに移っていただきまして、第3項でございます。こちらは、納税義務を負う人格のない社団等、または法人課税信託の受託法人につきまして、電子申告義務化に係る規定でございます。こちらにつきましては、後ほど説明を申し上げますが、こういった電子申告義務化に係る規定を適用しないこととするものでございます。

次に、同じページの第24条第1項でございます。個人の市民税の非課税の範囲についての規定でございます。個人市民税の非課税の範囲に、単親児童扶養者といったものを追加し、個人の住民税に係る非課税措置の合計所得金額要件を改める規定でございます。それで、追加の対象となります単親児童扶養者とは、児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていないもの、または配偶者の生死が明らかでないものというふうになってございます。児童扶養手当は原則といたしまして、支給対象者が事実婚状態にないことを確認した上で支給される制度となっております、非課税措置の対象者から、事実上

婚姻関係であるものを除くとしておるところでございます。また、この場合の児童とは、父または母と生計を一にし、前年の合計所得金額が48万円以下であるということとされておるところでございます。

次に、3ページの第24条第2項でございます。こちらは個人の市民税の非課税の範囲についての規定でございます。均等割の非課税を規定しておるところでございます。非課税措置の合計所得金額の算出方法を記載してございます。その改正が行われたということで、平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への10万円の振りかえに伴いまして、非課税限度額の基準額に10万円を加算するものでございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思っております。第34条の2というものでございます。所得控除についての規定でございます。基礎控除額に所得要件が創設されたことに伴う改正となっております。より広い範囲の住民に負担を求めている負担分任の考え方から、所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得額が2,500万円以下である納税義務者についてそれぞれの前年の所得から算定した課税対象所得額から控除すると規定されました。したがって、前年の合計所得額が2,500万円を超える方である納税義務者につきましては、基礎控除がなくなるということになります。

次に、9ページの下段でございます。第34条の6は調整控除についての規定をしておるところでございます。所得割の納税義務者のうち、調整控除される要件に所得要件が創設されたことにより、規定の改正でございます。所得割の納税義務者のうち、前年の合計所得金額が2,500万円以下である納税義務者については、規定により算出した所得割の額から調整控除額に規定された金額を控除するというふうな改正でございます。したがって、先ほどと同様、前年の合計所得金額が2,500万円超である納税義務者につきましては、この調整控除はなくなるということになります。

それから、次に第36条の2でございます。こちらは市民税の申告についての規定でございます。市民税の納税義務者が申告義務を課されておられるわけでございますけれども、その際提出いただきます市民税の申告書の記載事項の見直しに伴う所要の措置でございます。納税義務者の申告等の手続の簡素化のため、その年において支払いを受けるべき給与等で年末調整の適用を受けたものを有する居住者が提出する申告書の記載事項のうち、その年末調整で適用を受けた所得控除の額と、市民税の申告で適用を受ける所得控除の額が同額である場合におけるこれらの所得控除に関する事項については、その年末調整で適用を受けた所得控除の額の合計額の記載によることができる、要は内訳の記載を要しないということに改正をされております。ですので、市民税の申告書におきましても同様の扱いとなり、確定申告において所得控除の合計額の記載によることとした場合には、市民税申告書においても合計額の記載とすることができることとされたところでございます。この改正につきましては、令和2年度分以降の住民税の申告書から適用されるということでございます。

それから、その条の第7項以降につきましては、第6項が加えられたことによる項ずれでございます。

次に、9ページをごらんいただきたいと思っております。こちらに第36条の3の2というものが

出ております。こちらは個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書についての規定でございます。所得税について、扶養控除等申告書を提出しなければならない給与所得者の住民税に係る扶養親族等申告書の提出義務について規定したものでございます。個人の市民税の非課税の範囲に、単親児童扶養者が追加されたことによります届け出事項の改正規定でございます。市民税に係る申告書の提出義務が免除されている給与所得者の市民税において、非課税限度額等の判断に当たり必要となる扶養親族等申告書の提出を、所得税と時期や方式を同一とすることにより、納税者の負担の軽減を図りながら、必要な情報の収集を行うためのものでございます。

それから次に、10ページをごらんいただきたいと思います。第36条の3の3というところでございます。こちらは個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書についての規定でございます。所得税法第203条の4というものが加えられましたことによります条ずれによる規定の整備でございます。本条は所得税について、扶養控除等申告書を提出しなければならない公的年金等受給者の住民税に係る扶養親族等申告書の提出義務について規定をいたしたものでございます。市内に住所を有する個人が、前年分の所得税について、所得税法の規定による扶養控除等申告書を提出しなければならない場合には、当該扶養控除等申告書と同様に公的年金等の支払者から、毎年最初に公的年金等の支払いを受ける日の前日までに公的年金等の支払者を經由して扶養親族等申告書を提出しなければならないことを定めるものでございます。原則といたしまして、公的年金等の受給者につきましては、市民税に係る申告書の提出義務が免除されておりますが、所得税に係る扶養親族等申告書では、記載情報が不足であるため、所得税と時期や方式を同一とすることによって納税者の負担の軽減を図りながら必要な情報の収集を行うためのものでございます。

次に、11ページの下段でございます。第36条4でございます。市民税に係る不申告に関する過料についての規定でございます。こちらは法律改正に合わせた文言の整理となっております。

次に、12ページでございます。第48条、法人の市民税の申告納付についての規定でございます。市民税を申告納付する義務がある法人のうち、特定法人は市民税の申告に係る申告書記載事項及び添付書類記載事項を電子申告により市長に提出し納付しなければならないという規定でございます。それに加えまして、冒頭申し上げましたところ、最初の第23条の改正でございますけども、こちらに関係する部分でございます。もともとがこの第48条が改正されたことにより、最初の第23条を改正しているものでございます。内容は、電子申告が困難である場合において、納税申告書等の電子的方法による提出の義務づけ規定を、適用しないこととする措置も規定されたところでございます。この改正は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の改正を受けまして、本条に8項が加えられ、特定法人は国税と同様に電子申告が義務化されたものでございます。特定法人と申しますのは、大法人と言われるものでございまして、納税申告書に係る事業年度または連結事業年度開始の日現在における資本金の額、または出資金の額が1億円を超える法人等と規定をされておるところでございます。なお、人格のない社団等及び外国法人は義務対象法人には含まれてございません。

なお、この規定は令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されるものでございます。

次に、17ページをごらんいただきたいと思います。第94条の改正でございます。こちらはたばこ税の課税標準についての規定でございます。昨年、たばこ税法における喫煙用の製造たばこの区分に加熱式たばこの区分が設けられ、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準につきましては、加熱式たばこの重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算し、その合計本数によることとし、その換算方法等については、平成30年10月1日から令和4年9月30日の5年間で段階的に移行していくこととされておりまして、今回の改正はその2年度目ということでございます。

それから、最後に19ページをごらんいただきたいと思います。附則第5条でございます。個人の市民税の所得割の非課税の範囲等についての規定でございます。個人の市民税の所得割の非課税の範囲等について、当分の間の措置として、所得税の非課税及び所得割の調整措置を規定したものでございます。市民税の非課税措置の範囲が引き上げられたことに伴いまして、市民税の所得割額の改正をするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**増田委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第48号議案を採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**増田委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第48号は原案どおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

引き続き、本委員会の所管事項の調査案件についてでございます。

初めに、尺土駅前周辺整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、理事者よりご報告がございますので、よろしくお願いをいたします。  
松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** おはようございます。都市整備部の松本でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、調査案件であります尺土駅前周辺整備事業に関する事項につきましてご報告申

上げます。

尺土駅前整備事業につきましては、6月議会で報告させていただいた内容と重複するところもございますが、本年度の用地買収におきまして平成30年度に契約させていただいた1軒の方につきましては、契約時に前払いをさせていただいております。移転先も決定し間もなく家屋の取り壊しをされると伺っており、取り壊しを確認した後に後払いの予定をしております。また、残りの2軒のうち1軒の方とは代替地を考慮した中で、調整、交渉をさせていただいているところがございます。別の1軒の方とも交渉をさせていただいているところがございますが、条件面等におきまして折り合いがつかず、同意が得られていないという状況でございます。ロータリー部分の整備、橋りょう整備等主要な工事も残っているところがございますが、事業の早期完成に向け、まずは事業用地の確保というところで、法的な措置も考慮した中で適正な価格での契約ということで慎重に進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**増田委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

梨本委員。

**梨本委員** 梨本です。よろしくお願いたします。

たしか6月議会では、道路の北側の植樹と申しますか、空き地の活用についてお話しいただいたと思うんです。その際、地元の意見を聞きながら計画を立てていきますということでご説明いただいたと思うんですけれども、その後の進捗をちょっと教えていただけますでしょうか。

**増田委員長** 安川課長。

**安川建設課長** 建設課の安川と申します。よろしくお願いたします。

北側の植栽部分については、今のところ地元との調整中ということでございまして、実際のところ進んではないというところですが、早期に進めていきたいと思っております。

**増田委員長** 梨本委員。

**梨本委員** 交渉はまだ進んでないということですので、できるだけ早めに計画を立てていただけたらなというふうに思っておるわけなんですけれども、たまに、通勤される方から私が耳にするのは、あそこはちょっと草が生い茂って、そういう草刈りであるとか、そういったところもぜひ定期的にお願したいという声ですとか、またあそこは本当にひさしがない、日陰がないままにかなりの長い通学路と申しますか、通勤路と申しますか、そういったものが続いておりますので、そういったものも含めて、ちょっと日陰で休めるような場所があればいいなという声をよく聞くんです。ぜひそういったところも加味していただきまして、まずは地元の声というのが大事だと思いますので、その辺重々加味した上でご検討いただければと思います。よろしくお願いたします。

以上です。

**増田委員長** ほかにございませんか。

岡本委員。

**岡本委員** この尺土駅前、かなりの日にちがかかっているわけやけども、それで用地買収する中で、一

生懸命やっていたことはよくわかるわけやけども、もう一度、庁内でどうしたら用地買収がうまくいくんかというようなことを、協議会的なものを立ち上げて検討されたのか。そうしないと、この次の国鉄・坊城にしても、どうもどの事業でも用地が行き詰まってる。どこに原因があるんか。担当課任せになっていないのか。それとももっと理事者側も入って、一生懸命こういうふうにやっていこうか、どの方向で行くんやということを検討されているのか。この尺土の駅前については、恐らく10年以上かかっていると思う。何が原因で用地買収できないのか。いつも同じことを私が言うてるように思うわけやけども、仕事は忙しいけど、例えばAという家に交渉に行ったら、次の交渉はいつ行くねん。半年後ではなく集中的にやっていかないと、建物補償なんかであったら、何回も補償の見直しやっているとというのが現実やと思う。そんなお金も全部、単費つぎ込んである。補助対象にできるのは1回だけです。この尺土の駅前で何ぼ金をつぎ込んでいるのか。私はいつも同じことを言っていますが、もっと全体的に考えた中で用地交渉をやっていかないと、どんな事業やっただけできないと思う。そやから、この機会に一遍庁内でそういうプロジェクトチームをつくって、どうしたら前向いていくんかということを検討される気があるのか、ないのか、ということをお伺いしたいと思います。

**増田委員長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。

今ご指摘いただいたことについては、十分検討させていただいて、部としてしっかりやっ  
ていきたいと思っております。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 副市長、私むちゃ言うてますか。ちょっとそこらだけ聞かせてほしいと思っております。

**増田委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

岡本委員には常々、市の公共事業の進捗についていろいろと有意義なご意見を賜っているところでございますが、尺土駅前の件に限らず、まずは市としての公共事業に対するあり方、これにつきましては残念ながらいろいろな問題もございましたので、まずは適正、公平を旨としながらしっかりと進めてまいりたいと思っております。一口に用地交渉という言葉でくくりませんが、残念ながらやはり財源が国庫が入っている、あるいは県費が入っている、あるいは市の単独にかかわらず、公共として事業をやる以上、その金額は適正なものでなければなりません。そういたしますと、実はそれほど、交渉という言葉を使っておりますが、価格的な面から言いますと、それほど幅のあるものではございませんが、ただ、当然特にお住まいになられている等、それぞれの地権者にはそれぞれの生活、背景、ご事情もございましてしょうから、そのあたりを適法な範囲の中でできるだけ酌み取りながら対応してまいりたい。こういったスタンスで進んでいるわけでございまして、ただ、委員ご指摘のとおり、1回行って厳しいご意見をいただいたからしばらくちょっとまた時期を置いておこうじゃないかみたいなことは、もう事業も最終段階に来ておりますので、それはやはりいろんな現場も抱えておりますが、ペースは早めていかなければいけないと思っております。市長も常々申されてお



りますが、できるだけそれは相手方のお立場、ご意見も尊重しながらやっていきたい、これは市としてのスタンス、本心ではございますが、一方では、もう尺土駅前につきましてはあと2軒でございます。逆に言いますと、それまでご協力いただいた方も含めて事業の成熟と申しますか完成間際でございますので、そういったことの中で、これは手続といたしましては、法的な手続も準備をしながら、ただ、できるだけ相手方のご理解をいただける方向の中で交渉の妥結ができますように、これは鋭意進めてまいりたい。岡本委員の方からプロジェクトというご提言もございましたが、これ担当部局、担当課が複数の部にまたがる、課にまたがる時にプロジェクトチームを結成をしてやっておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、これはやはり都市整備部の建設課の所掌でございます、ほかの課が大きく、いろんな複数の課が関係あるわけでもございませんので、これは担当部局でしっかりとやっていただくと。私たちも進捗については常々報告を受けているわけでございますが、一丸となって、そこは取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

**増田委員長** 岡本委員。

**岡本委員** 副市長からいろいろ説明いただきました。私はプロジェクトつくれというのは、担当課をまたがっていくということではなく、いろんな用地の経験を持ってる職員が何人かいるということで、そういう人の知恵もかりながら、やっていったらどうかなという意味ですので、ちょっと誤解されたんかもわからんけど、やっぱりこういう事業については、通り一遍のルールの上に電車走らすようなことでは、とてもやっていけません。だから、副市長おっしゃることは当然のこと言うてはるわけやけども、私から言うたら、こんなこと言うたら失礼やけど、どうもこれ見てたら生ぬるい。私はそうとしか言いようがない。何で10年以上もかからないと事業が完成できないのか。もっとやり方があるやろうと思っています。いろんな事業、先輩の人らはもっと大きな事業やってこられた。それでもそんな10年もかけて、完成できていないことは私も理解できない。私も経験がない。ですから、こんなきついこと私は言うわけやけども、もっと職員が、私は上手に表現できませんが、いつも同じこと言うてるけども、それやったら俺がやったる、もっと燃えるということがないかなと私は思います。あんまりきついこと言いたくないけども、やっぱりそういうことで、もっと職員が仕事に意欲を出して、よしわかったと、この1年でこの2軒なら2軒、完成するんやというくらいの意気込みでやっていかないと、私はこんな事業できないと思うんで、きついことばかり言うて悪いですけども、ひとつそういうことでお願いしたいと思います。

**増田委員長** ほかにございませんか。

杉本委員。

**杉本委員** よろしくお願ひします。尺土の駅前に、完成予想図があると思います。あれは何年前くらいに立てられたのか。あの看板はあくまで予想図やと思うんですけども、この前尺土駅でいろんな方としゃべったときに、このとおりになるのかと言われて、私も、そらなるでしょうとしか言えなかった。もし10年以上もかかって、計画も変わっているのなら、あの完成予想図自体を変えないと、市民の皆さんはあれになると思われている。事情が変わってるのわ

かるんですけども、そうしたら、完成予想図を変えるとか工夫できないか、ちょっとお聞きしたいです。

**増田委員長** 松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。

看板につきましては、たしか私の記憶では平成25年、平成26年ごろに立てられたものだと記憶しておるんですが、当然、完成予想図につきましても、あの完成図を目指して今図面も描いて努力しておりますので、変更はございません。

以上です。

**増田委員長** 杉本委員。

**杉本委員** そしたら、次聞かれたらこれになるということですね。ありがとうございます。

**増田委員長** ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、本件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、国鉄・坊城線整備事業に関する事項についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告を願います。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部長の松本でございます。

それでは、2つ目の調査案件であります国鉄・坊城線整備事業に関する事項につきましてご報告を申し上げます。

本年度に予定しております国道24号線より東向き1つ目の交差点から、JRまでの間の道路改良工事120メートルの区間につきまして、業者選定委員会にも諮っており、間もなく発注する予定でございます。JRの架道橋部分の工事につきましては、既設構造物の取り壊しが完了し、本体部分の構造物の基礎部分から設置に取りかかっているところでございます。令和2年3月末の完成を目指し取り組んでいるところでございます。用地買収につきましては、本年度に契約の予定をさせていただいている1軒の方の補償鑑定業務委託の発注も完了しており、調査、交渉、契約と進めていく予定でございます。まだまだ多数の地権者様の交渉が残っているところでございますが、事業が長期にわたっており、問題も数多く残っているところでございます。引き続き完成を目指し問題点の洗い出し等、粘り強く努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**増田委員長** ただいま報告願いましたが、このことについて何かご質問等ございませんでしょうか。

岡本委員。

**岡本委員** 今、国鉄・坊城説明していただきました。JRから西については恐らく旧県道から東の方を発注するということやと思うわけやけども、JRから東側の用地、今、交渉中ということやと思いますが、高架橋の完成は令和2年度になると説明があった。そのときにある程度の、JRに委託してある工事の区間というものがあると思うんやけども、その分については、もう既に用地買収はできているのか。それとも東側はまだ交渉中やということになっているのか。

今、高架橋の工事はどんどんやっていくけども、その取り合いが完成できないと、JRの仕事は完了できないことになる。そやから少なくとも令和2年度までに完成をしたら、いわゆる令和3年の3月31日までにきちっとやって、JRの仕事が終われるようにできるのかどうかということもあるんで、取り合い部分を検討しながら用地買収をやっていかないとあかんと思う。東側もどんどん用地買収をしなければならないことを聞きたいのですが、まだ今現在は用地の交渉中ということですか。

**増田委員長** 松本部長。

**松本都市整備部長** 都市整備部の松本でございます。

JR挟みまして西側につきましては、完了しておるところでございます。東側につきましては一部用地がかかるところがございます、そこが今交渉中でございます。

以上です。

**増田委員長** よろしいですか。

岡本委員。

**岡本委員** これしかし、今年中に買収をしないと、間に合わないと思います。きついこと言うたらいかんけども、JRはどんどん工事をやっている。ところが、地元の行政自身がちゃんと土地を買収してあげると、JRさん工事ができへんとなっていくんで、仕事というのは先取りやから、用地もちゃんと買収したのでJRさんしっかりやってくださいよと、こういうふうに持っていかなあかんと思うんで、やっぱり年内にできる努力をしてもらいたい、もうそれしか言いようない。

**増田委員長** 確認しますけども、今の用地買収の部分だけではJRの工事の進捗に障害があるという状況なんですか。もう一度そこそこだけちょっと確認したいんですけど。

松本都市整備部長。

**松本都市整備部長** 松本でございます。

JR挟んで東西の部分の用地買収は完了してますので、JR分の工事は完了できます。

**増田委員長** はい、わかりました。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、行財政改革に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、今回、理事者側からの報告事項は特にないということでございますので、委員の皆様から何か確認事項等があればお受けをしたいと思っております。

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後に、公共バスの運行についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者より報告を願います。

高垣課長。

**高垣企画政策課長** 企画政策課、高垣です。よろしくお願いいたします。

コミュニティバスの利用状況についてご報告申し上げます。

本年4月から7月までの利用状況についてご報告申し上げます。

運行日数は122日です。1日当たりの利用者は、環状線ルートが98.71人、ミニバスルートが41.80人でございます。合計140.51人でございます。前年度の同時期における利用状況と比較いたしますと、前年度は環状線ルートが88.19人、ミニバスルートが48.91人で、合計137.10人ございました。ミニバスルートが今回若干減少しておりますが、環状線ルートが増加しているため、全体では前年度に比べて1日当たり3.41人増加しております。

次に、利用促進に向けての取り組みでございます。

マイ時刻表につきましては、平成28年11月より発行を行っておりますが、現在63名の方に138件の時刻表を発行しております。主な利用先といたしましては、ゆうあいステーション、高田市立病院、道の駅かつらぎとなっております。また、スマートフォンやパソコン等を利用して、葛城市のコミュニティバスの時刻情報案内を検索することができるナビタイムやジョルダンによる時刻表インターネット検索を平成29年9月から導入しております。今後も利用者増加のため、広報かつらぎへの利用案内の掲載を初め、多角的に広報活動を検討し、利用活動に努めてまいります。

これまで、公共交通活性化協議会におきまして、数回にわたり運行ルートや運行形態に係る全体的な見直しについて協議を重ねてまいりました。この10月1日から新運行形態におけるコミュニティバスの運行を開始いたします。新運行形態については、広報、ホームページ、対象地域の市民向け説明会等を実施し、周知を図ってまいります。なお、今回10月からの新たな運行形態につきましては、実証による運行形式として近畿運輸支局への届け出となっており、10月からは運行開始後のデータ収集を行いながら、利用される方の声も聞き、実証を続けながらコミュニティバスを運行することになります。今回の改編で、コミュニティバスの運行形式が定まるのではなく、実証期間において、地域公共交通活性化協議会に報告いたしながら、適宜見直し作業を進めることとなります。これからも地域公共交通の維持に努めながら、市民の皆様にご利用していただけるコミュニティバスの運行を図ってまいります。

以上でご報告を終わります。

**増田委員長** ただいま報告願いましたが、このことにつきまして何かご質問等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

**増田委員長** ないようであれば、本件につきましても、本日はこの程度にとどめたいと思います。

最後にお諮りをいたします。

尺土駅前周辺整備事業に関する事項について、国鉄・坊城線整備事業に関する事項について、行財政改革に関する事項について、及び公共バスの運行については、事業の進捗等に伴い随時委員会を開催し、審査を必要とすることから、議長に対しそれぞれ閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

増田委員長 ご異議なしと認めます。よって、これら4件の調査事項については、議長に対し、それぞれ閉会中の継続審査の申し出をさせていただきます。

以上で本日の審査事項は全て終了をいたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可をいたします。

川村議員。

(川村議員の発言あり)

増田委員長 ほかにございませんか。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

増田委員長 ほかにございませんか。

内野議員。

(内野議員の発言あり)

増田委員長 それでは、これをもちまして総務建設常任委員会を閉会をいたします。

閉 会 午前10時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長

増田 順弘